所得割保険料算出表

◇個人事業所の甲種組合員の場合

	I	○前年の医業収入にかかる所得総額(注1)	
算定基礎	П	○医業収入が 6,250 万円を超え、確定申告書等の提出を省略	
		したい組合員、または、確定申告書等の提出の無い組合員	
		は、所得総額を 6,250 万円とみなす。	
		(年間賦課限度額 50 万円を賦課徴収いたします)	
賦課率	8/1,000		
提出書類		下記①+②を提出	
		e-Tax の場合、①+②+③を提出	
		①税務署受付印が押印された前年分の「所得税の確定申告書」	
		の写し	
		 ②収支内訳書(一般用)付表《医師及び歯科医師用》の写し	
		②秋文内が書(設用)内衣《区間及び園科区間用》の与じ *作成していない場合は提出不要です。	
		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
	I	《電子申告(e-Tax)の場合》	
		③上記①・②に加え、税務署の受付けが判断できる受信通知 の写し	
		*電子申告の場合、①の税務署受付印は押印されません。	
		「受付番号・受付日」が左上に印字されます。	
		· 文门面 () · 文门口 () / 工工(CIP) CAUCO / ()	
		 ※提出書類の必要箇所は <mark>□□</mark> で表示している箇所になりま	
		す。必ず判読可能な状態で提出してください。	
	II	≪確定申告書等の提出を省略する場合≫	
		④「所得割保険料算定のための確定申告書等の提出省略の申	
		し出について」	
提出期限	7月	∃ 31 日	

- (注1) 医業収入にかかる所得総額とは、社保及び国保診療報酬収入、自由診療 収入、雑収入の合算額となります。
- ※新たに甲種組合員になられた方は、所得割保険料算出のない年に限り、上記で算出した1 医療機関当たり県平均額を賦課徴収いたします。
- ※本組合規約及び保険料賦課徴収規程の規定に基づき、上記の通り定めています。 詳しくは本組合ホームページの会員専用サイトでも確認できます。 鹿児島県歯科医師会会員専用サイトと同じログイン ID とパスワードでお入り下さい。

鹿児島県歯科医師国民健康保険組合規約 (抜粋)

第4章 保険料

(保険料賦課額)

- 第19条 組合員は、次の区分により定めた額の保険料を毎月組合に納付しなければならない。
 - 4 甲種組合員(後期高齢者組合員を除く。)は、事業所得割保険料算定のため、組合が定める期日までに、別に定める医業収入にかかる所得総額を証明する確定申告書等の書類(以下、「確定申告書等」という。)を提出する。事業主である甲種組合員は前年、それ以外の甲種組合員は前事業年度の確定申告書等に基づき、医業収入にかかる所得総額の1,000分の8の額を12で除して徴収するものとする。(但し、算定額が年間50万円を超えるものについては賦課限度額50万円とする。)

確定申告書等の提出のない甲種組合員に対しては、賦課限度額 50 万 円を賦課徴収するものとする。

なお、新たに甲種組合員になる者は、事業所得割保険料算出のない年 または年度に限り、上記で算出した1医療機関当たり県平均額を、甲種 組合員となった月から、賦課徴収するものとする。

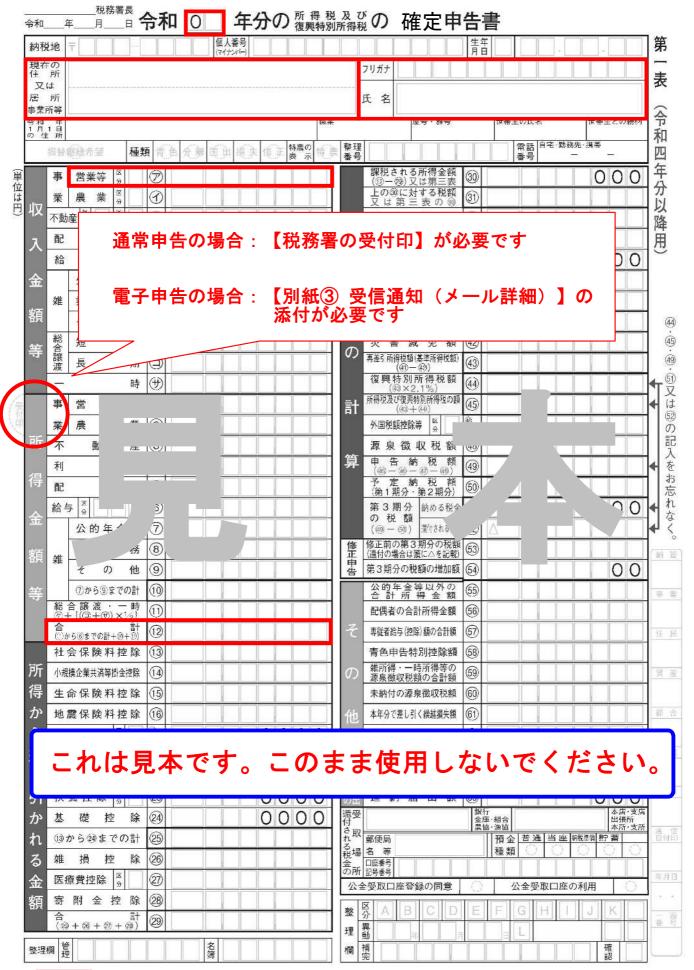
5. 鹿児島県歯科医師国民健康保険組合 保険料賦課徴収規程(抜粋)

- 第7条 甲種組合員が提出する、規約第19条(事業所得割)に定める医業収入にかかる所得総額を証明する書類とは、次の各号に掲げるものとし、電子申告(e-Tax)の場合は税務署から発行される受信通知の写しを添付するものとする。
 - (1)個人歯科診療所の場合は、税務署受付印が押印された前年分の所得税の確定申告書及びその関係書類の写し
 - (2) 医療法人歯科診療所の場合は、県へ提出した県受付印が押印され た前事業年度分の申告書一式(医療法人等に係る所得金額の計算書 及び決算書含む)の写し
 - 2 前項の規定にかかわらず、医療法人が複数の施設を有する場合は、主 たる施設を開設し、管理する甲種組合員が医療法人総ての収入額を証明 する書類を提出するものとする。

医療法人に属するそれぞれの施設に対する事業所得割保険料は、その総ての収入額を従たる施設を含む施設数で除した額を基に算定する。



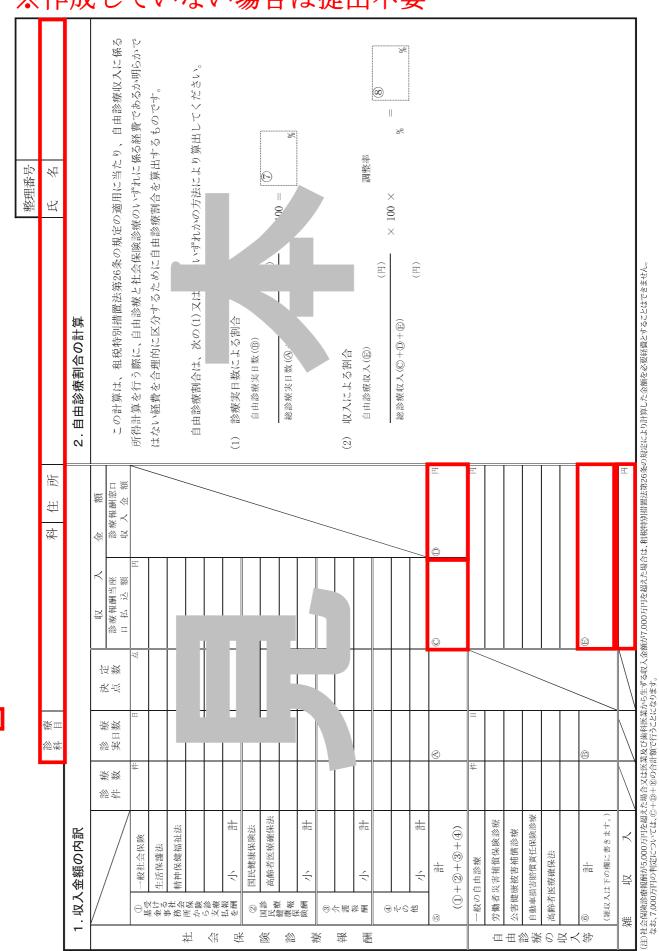
受付番号: XXXXX 受付日: XXXXX



の箇所が必要となりますので、判読可能な状態で提出してください。



※作成していない場合は提出不要



(令和元年分以降用)

令和 | 年分所得税青色申告決算書(一般用)付表(医師及び歯科医師用》

※電子申告時は添付必須です



国税電子申告・納税システム(e-Tax)

受付システム

ログイン中

受信通知

「メール詳細」から「受信通知」へ 表記方法が統一されました

閉じる

送僧されたデータを受け付けました。

なお、後日、内容の確認のため、担当職員からご連絡させていただく場合がありますので、ご了承ください。

■ 申告等内容

提出先		
利用者識別番号		
氏名又は名称		
受付番号		
受付白時		
年分		
種目		And the state of t
所得金額		
第3期分の税額	納める税金	· ·
:	還付される税金	
備考		
「元名みをし切りついて	······································	
「所得金額」欄について 		所得金額は、申告書第一表の所得金額欄の「合計」欄の金額を表示していま す。
送信 リーラは、IP 個人	ま、表示されません。 	ジウン 下式) 印刷の上、送付書とともに添付書類を ください。
		送付 高へ

税理士事務所から発行される「電子申告完了報告書」(税理士事務所の報告書)ではなく、電子申告の際に直接発行されるものを提出してください。 紛失した場合は、e-TaxのHP(メッセージボックス)から再度入手できます。

※この「受信通知」は、申告時に発行されるものです。申告時に必ず出力して予め保管しておいてください。 税理士事務所へ申告を委託している場合は、申告書作成時にその旨を伝えて、申告書控と併せて この用紙を必ず受け取ってください。

赤枠の項目が記載されているか確認してください



別紙様式

令和 年 月 日

鹿児島県歯科医師国民健康保険組合理事長 殿

甲種組合員氏名

(1)

所得割保険料算定のための確定申告書等の提出省略の申し出について

令和 年 月 日付鹿歯国保発第 号において依頼のありました所得割保 険料算定のための確定申告書等の提出については、関係書類の提出を省略する ことを申し出ます。

確定申告書等の提出から判定等におけるスケジュール

時 期	業務内容
6月下旬~7月31日	確定申告書等収集
6月下旬~9月	医業収入判定・保険料賦課システム入力
10月~翌年9月	新所得割保険料賦課徴収

- ※医業収入判定に係る業務は、情報セキュリティポリシーを遵守し、国保組合 の担当職員が行います。
- ※ご提出いただいた確定申告書等は、施錠できる場所に保管し、厳重に管理することといたします。
- ※確定申告書等の保存期間は、鹿児島県歯科医師国民健康保険組合文書取扱規程に則り処理することとし、破棄については、業者へ溶解処理を委託いたします。(保存期間:10年)

12. 鹿児島県歯科医師国民健康保険組合 文書取扱規程(抜粋)

第 1 条 鹿児島県歯科医師国民健康保険組合の文書は、次の区分によってこれ を保存する。

> ただし、第3種に属する文書で軽易なものは、保存期間を1年とする ことができる。

第1種 永年 第2種 10年 第3種 3年 前項の文書の種類は別表による。